

## 富士見市告示第5号

富士見市公共施設自動販売機設置事業者の募集について、公募による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び富士見市契約規則第3条の規定に基づき公告する。

令和5年1月10日

富士見市長 星野光弘

### 1 入札に付する事項

#### (1) 賃貸借場所（自動販売機の設置場所）

物件番号	施設名 (所在地)	賃貸借箇所	賃貸借面積 幅×奥行(mm)	設置 台数
1	富士見市役所本庁舎 (富士見市大字鶴馬 1800-1)	正面玄関付近 (施設内)	1100×800(回収ボックス含まず)、回収ボックスは400×500	1
2		正面玄関付近 (屋外設置)	1600×800	1
3	老人福祉センター (富士見市東大久保 3655)	自販機コーナー (施設内)	2000×800	1
4	健康増進センター (富士見市大字鶴馬 3351-2)	入口付近 (屋外設置)	1680×1200	1
5	鶴瀬公民館 鶴瀬コミュニティセンター (富士見市羽沢 3-23-10)	南側道路沿い (屋外設置)	1500×800	1
6	みずほ台駅東口市立自動車駐車場 (富士見市東みずほ台 2-31)	ロータリー内 (屋外設置)	2000×1300	1
7	みずほ台コミュニティセンター みずほ台出張所併設 (富士見市西みずほ台 1-19-2)	中庭 (屋外設置)	1500×800	1

#### (2) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和5年2月3日(金) 午後2時
- (2) 入札場所 南畑公民館 2階会議室(住所:富士見市大字上南畑306番地1)

## 3 応募資格要件

次のすべての要件を満たす法人又は個人に限り応募できます。

- (1) 法人の場合は埼玉県内に本店、又は支店を有すること、個人の場合は富士見市に居住し業を営んでいること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について2年以上の実績を有している者であること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立をしていない者であること。
- (9) 県税及び富士見市税の未納がないこと。
- (10) 富士見市の設置事業者募集について、過去3年以内に、設置事業者決定後の契約未締結、又は契約締結後の中途解約をしていないこと。

## 4 関係書類の配布

富士見市自動販売機設置事業者募集要項、物件一覧、各種様式等を富士見市ホームページに掲載するほか、公共施設マネジメント課窓口(富士見市役所分館3階)にて配布する。

## 5 申込手続き

### (1) 受付期間

令和5年1月26日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

### (2) 受付場所

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市総務部公共施設マネジメント課(富士見市役所分館3階)

### (3) 申込方法

前記(2)の受付場所に直接書類を持参すること。

郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。

#### (4) 必要書類

①	公共施設自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第3号）	
③	法人の場合	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
	個人の場合	住民票記載事項証明
④	富士見市内に本店又は支店がある場合	納税証明書
	富士見市外に本店又は支店がある場合	法人県民税納税証明書
⑤	3（5）に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し	
⑥	設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法が確認できるもの）	

※③、④については、発行後3か月以内のものとする。また、提出された書類は返却しない。

#### 6 募集要項に対する質問

申込に当たり、募集内容等について質問がある場合には、次のとおり質問書を公共施設マネジメント課へ提出すること。

##### (1) 提出方法

質問書を持参、FAX又は電子メールにて提出すること。ただし、FAX、電子メールの場合は必ず着信を確認すること。

FAX：049-251-2726

E-mail：kanzai@city.fujimi.saitama.jp

##### (2) 提出期限

令和5年1月18日（水）正午まで

（持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分まで）

##### (3) 質問に対する回答

令和5年1月20日（金）までに市ホームページへ掲載するほか、担当者のメールアドレスへ送付する。

#### 7 入札方法

入札書に記載する金額は、年額とし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、契約金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かに関わらず、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

#### 8 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 最低価格を下回るもの

(2) 委任状のない代理人が提出したもの

- (3) 応募資格者の記名押印のないもの
- (4) 代表者が同一の者またはグループ会社と判断される応募資格者が、入札書を提出した場合
- (5) 入札額又は応募資格者の氏名の記載が識別し難いもの
- (6) その他募集要項に規定する条件に違反したもの

## 9 設置事業者の決定方法

### (1) 設置事業者の決定

市が設定する予定価格（最低価格）以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者を設置事業者とする。

なお、同額で入札した者が2者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定する。この場合において、当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、市が指定した者（当該審査に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引くものとする。

### (2) 設置事業者の公表について

設置事業者を決定したときはその者の名及び入札額を富士見市ホームページに掲載する。

## 10 契約締結

### (1) 契約の内容

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とする。

## 11 その他

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

免除

### (3) その他

貸付条件等の詳細は、富士見市公共施設自動販売機設置事業者募集要項による。